

藤枝市働きやすい職場環境認定事業所制度実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業所の就労環境の整備及び多様で柔軟な働き方が可能な環境づくりの推進を図るため、藤枝市働きやすい職場環境認定事業を実施するものとし、その実施に関し、必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「働きやすい職場環境認定事業」とは、事業所において従業員が幸せを実感し、やりがいを持って活躍できる職場を実現するため、仕事と家庭生活の両立、労働環境の整備等に関する取組を行う事業所を認証する事業をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、常時雇用する労働者を有して事業活動（非営利的な活動を含む。）を行う国及び地方公共団体以外の企業その他の法人をいう。

(認定要件)

第3条 藤枝市働きやすい職場環境認定事業所の認定の対象となる事業所は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内に事業所（本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。）を有すること。

(2) 次の取組を行っていること。

ア 職場環境の向上に関する取組

イ 働き方改革の推進に関する取組

ウ 多様な人材の活躍に関する取組

エ 健康経営の推進に関する取組

(3) 藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。

(4) 労働関係法令等に重大な違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(申請)

第4条 藤枝市働きやすい職場環境認定事業所の認定を受けようとする事業所は、次に掲げる書類を添付して、藤枝市働きやすい職場環境認定事業所認定（更新）申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業所の概要がわかる書類
- (2) 就業規則又は就業規則に準ずる諸規定の写し
- (3) 働きやすい職場環境づくりの取組内容について確認できる資料
- (4) 認定チェックシート
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請は、電子処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年藤枝市条例第 22 号）第 3 条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

（認定審査等）

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査し、適合すると認めたときは、藤枝市働きやすい職場環境認定事業所認定証（第 2 号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定により藤枝市働きやすい職場環境認定事業所の認定を受けら事業所（以下「認定事業所」という。）は、認証マーク（第 3 号様式）をその事業所が発行する印刷物等に表示することができる。

（変更・廃止の届出）

第 6 条 認定事業所は、次に掲げる事由が生じたときは、藤枝市働きやすい職場環境認定事業所申請事項（変更・廃止）届出書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び住所を変更したとき。
- (2) 第 3 条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（有効期間）

第 7 条 第 5 条第 1 項に規定する認定の有効期間は、認定を受けた日から 3 年経過した日の属する年度末までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市が年 1 回行う藤枝市働きやすい職場環境認定事業所調査に協力した事業所は、有効期間を 1 年延長することができる。

（更新）

第 8 条 認定事業所は、有効期間の最終年度に更新の申請をすることができる。

2 第 4 条及び第 5 条の規定は、前項の更新の申請において準用する。

（認定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取消することができる。

- (1) 認定事業所が、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為又は重大な法令違反等を行ったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第6条第1項の認定を受けたとき。
- (3) 第3条に該当しないこととなったとき。

2 市長は、前項による認定の取消しをするときは、藤枝市働きやすい職場環境認定事業所取消通知書（第5号様式）により、理由を付して当該事業所に通知する。

3 前項の規定により、認定の取消しを受けた事業所は、速やかに認定証を市長に返納しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

**藤枝市働きやすい職場環境認定事業所
認定証**

事業所の名称

所在地

貴社（所）は、審査の結果、藤枝市働きやすい職場環境認定事業所として認定します。

認定番号 第 号

認定日 年 月 日

発行日 年 月 日

藤枝市長

印

第 3 号様式（第 5 条関係）



第 4 号様式（第 6 条関係）

藤枝市働きやすい職場環境認定事業所申請事項（変更・廃止）届出書

年 月 日

藤枝市長 宛

申請者 住 所
事業所名
代 表 者

藤枝市働きやすい職場環境認定事業所制度実施要綱第 6 条の規定により、
次のとおり届け出ます。

記

1 変更概要

| | | |
|-----|---------|--|
| 変更前 | 事業所の名称 | |
| | 事業所の所在地 | |
| 変更後 | 事業所の名称 | |
| | 事業所の所在地 | |

2 廃止概要

| | |
|------------------------------|--|
| 申請要件を満たさない事項 又は廃止を申し出る理由等 | |
|------------------------------|--|

第 5 号様式（第 9 条関係）

藤枝市働きやすい職場環境認定事業所取消通知書

年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市働きやすい職場環境認定事業所制度実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

記

1 認定番号

2 認定日

3 取消しの理由

4 その他 速やかに認定証を返納すること